

議案第52号

大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 25 日 提出

大府市長 岡 村 秀 人

大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 7 年大府市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（多量の事業系一般廃棄物の処理） 第21条 市長は、<u>法第 6 条の 2 第 7 項</u>の規定により 1 日平均10キログラム以上の事業系一般廃棄物（し尿を除く。以下この条において同じ。）を排出し、又は一時に100キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示するものとする。 2 略	（多量の事業系一般廃棄物の処理） 第21条 市長は、<u>法第 6 条の 2 第 5 項</u>の規定により 1 日平均10キログラム以上の事業系一般廃棄物（し尿を除く。以下この条において同じ。）を排出し、又は一時に100キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示するものとする。 2 略

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第43号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。